

告示 第1470号

令和6年12月3日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市リサイクルプラザペットボトルべール品の売却契約（ペットボトルの水平リサイクル（ボトルt o ボトル）事業）に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市リサイクルプラザペットボトルべール品の売却契約（ペットボトルの水平リサイクル（ボトルt o ボトル））に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加を希望する者は、下記要領により申請してください。

## 記

### 1 業務の概要

鹿児島市リサイクルプラザにおいてごみの資源化のためにべール化したペットボトルの売却及び水平リサイクル（ボトルt o ボトル）を行う。

### 2 資格要件

企画提案競技に参加しようとする者に必要な要件は以下のとおりとする。なお、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(7)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員及び代表構成員が次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している鹿児島市税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (5) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 代表構成員及び代表構成員以外の構成員の役割分担が明確になっていること。
- (9) 代表構成員及び代表構成員以外の構成員が、単独又は他の共同企業体の構成員として本企画提案競技に参加していないこと。

### 3 参加申込要領

#### (1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。1事業者が参加する場合にあっては、アからオまでの書類を、共同企業体にあっては、代表構成員がアからカまでの書類を、代表構成員以外の構成員がイからオまでの書類を提出すること。

- ア 鹿児島市リサイクルプラザペットボトルべール品の売却契約（ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）事業）に係る企画提案競技参加申出書（様式1）
- イ 納税証明書及び滞納がないことの証明書
  - (ア) 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（鹿児島市内に事業所等がない場合は提出不要。写し可。告示日以降に証明されたもの）
  - (イ) 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（写し可。告示日以降に証明されたもの）
- ウ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式2）
- エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（告示日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- オ 業務実績（様式3）
- カ 共同企業体調書・業務分担調書（様式4）

### 4 共同企業体の構成員の変更

応募申込後、共同企業体の構成員を変更又は追加することは、原則として認めない。

### 5 その他

鹿児島市リサイクルプラザペットボトルべール品の売却契約（ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）事業）に係る企画提案競技参加申出書、実施要領その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。